

「平成21年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

1 福祉人材の確保・定着について【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等				
(1)若い世代の福祉職場への就業促進					
<p>進路先として福祉職場を薦めてもらうための高校の進路指導の教員への働きかけ、養成された人材への県内就職の働きかけなど、高校の生徒や教員等の福祉職場に対する関心を高める取組を行うこと。</p>	<p>学生等を対象として、福祉の職場体験の機会の提供を充実した。</p> <table border="1" data-bbox="595 544 1390 629"> <tr> <td>(H21実績) 16校185人 登録309社</td> <td>(H22予定) 30校300人 登録340社</td> </tr> </table> <p>学生、教員に対し福祉・介護の仕事の魅力紹介や相談助言を引き続き実施していく。</p> <table border="1" data-bbox="595 734 1390 819"> <tr> <td>(H21実績) 学生:454校 教員:49校53人</td> <td>(H22予定) 学生:400校 教員:40校41人</td> </tr> </table>	(H21実績) 16校185人 登録309社	(H22予定) 30校300人 登録340社	(H21実績) 学生:454校 教員:49校53人	(H22予定) 学生:400校 教員:40校41人
(H21実績) 16校185人 登録309社	(H22予定) 30校300人 登録340社				
(H21実績) 学生:454校 教員:49校53人	(H22予定) 学生:400校 教員:40校41人				
(2)求人と求職とのマッチング					
<p>人材の定着・確保に効果が上がる方策を検討し、それを踏まえたマッチングを行うとともに、福祉人材の需給を地域単位で把握し、説明会の開催など、地域の実情に応じた、きめ細かい対応を行うこと。</p>	<p>福祉人材研修センター(県社協)にキャリア支援専門員を配置し、求職者の職場開拓やマッチング支援を引き続き実施していく。</p> <table border="1" data-bbox="595 1055 1465 1216"> <tr> <td>(H21実績) ハローワークへの出張相談会 29か所 参加者407人 事業所訪問、求人開拓 201事業所</td> <td>(H22予定) ハローワークへの出張相談会 144か所 参加者2,880人 事業所訪問、求人開拓 720事業所</td> </tr> </table> <p>小規模事業所が連携して求人説明会等を共同実施する際の支援を充実した。</p> <table border="1" data-bbox="595 1323 1145 1408"> <tr> <td>(H21実績) 支援件数20件(178事業所)</td> <td>(H22予定) 支援件数70件(560事業所)</td> </tr> </table>	(H21実績) ハローワークへの出張相談会 29か所 参加者407人 事業所訪問、求人開拓 201事業所	(H22予定) ハローワークへの出張相談会 144か所 参加者2,880人 事業所訪問、求人開拓 720事業所	(H21実績) 支援件数20件(178事業所)	(H22予定) 支援件数70件(560事業所)
(H21実績) ハローワークへの出張相談会 29か所 参加者407人 事業所訪問、求人開拓 201事業所	(H22予定) ハローワークへの出張相談会 144か所 参加者2,880人 事業所訪問、求人開拓 720事業所				
(H21実績) 支援件数20件(178事業所)	(H22予定) 支援件数70件(560事業所)				
(3)人材定着のための職場体制、研修機会の確保					
<p>専門資格取得のための外部研修に職員を参加させる際の代替職員の確保支援や、内部研修の講師派遣支援などを検討し展開すること。代替職員には、派遣会社のみでなく事業所の直接雇用も可能とするなど利便性に配慮した上、十分な周知を行うこと。</p>	<p>事業所が現任介護職員等を外部研修に参加させる際に代替職員を確保する場合の支援を充実した。</p> <table border="1" data-bbox="595 1664 1209 1883"> <tr> <td>(H21実績) 代替職員派遣件数40所56人 うち人材派遣会社による: 28所(38人) うち直接雇用 による: 12所(18人)</td> <td>(H22予定) 代替職員派遣件数128所128人 うち人材派遣会社による: 85所(85人) うち直接雇用 による: 43所(43人)</td> </tr> </table>	(H21実績) 代替職員派遣件数40所56人 うち人材派遣会社による: 28所(38人) うち直接雇用 による: 12所(18人)	(H22予定) 代替職員派遣件数128所128人 うち人材派遣会社による: 85所(85人) うち直接雇用 による: 43所(43人)		
(H21実績) 代替職員派遣件数40所56人 うち人材派遣会社による: 28所(38人) うち直接雇用 による: 12所(18人)	(H22予定) 代替職員派遣件数128所128人 うち人材派遣会社による: 85所(85人) うち直接雇用 による: 43所(43人)				
<p style="text-align: center;">【福祉人材の確保・定着について 全般 別添資料2 - 2】</p>					

「平成21年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

(4)働きやすい就業環境の整備等	
<p>ア 就業しやすい福祉職場の環境づくり等のため、医療機関や福祉施設従事者を対象とした保育事業について検討、促進すること。</p>	<p>院内保育所運営事業を活用し、看護師等の働きやすい環境整備を引き続き行う。</p> <p>福祉職場における保育施設の設置状況等について、県内事業者の実態調査を実施した。調査結果を踏まえ、諸制度の情報提供をはじめとして、人材確保のために必要な支援を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2 - 3]</p>
<p>イ 中高年や外国籍の人の福祉職場への就業状況、福祉職場の正規・非正規雇用の割合などについて調査すること。</p>	<p>中高年等の福祉職場への就業状況、職場の正規・非正規職員の状況等について、県内事業者の実態調査を実施した。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2 - 3]</p>

「平成21年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

2 介護保険法・障害者自立支援法の見直しを視野に入れた制度運用のあり方【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等
(1)介護報酬改定の効果・影響等を踏まえた処遇改善の取組	
<p>介護報酬改定による処遇改善の調査結果を踏まえ、その後の処遇改善の取組や国への提言について検討するとともに、介護職員等の処遇改善交付金について、一部事業所で申請が進まない原因を分析し、今後の取組につなげること。</p>	<p>厚生労働省は、本年7月に介護従事者処遇状況等調査を実施し、介護報酬改定の影響及び介護職員処遇改善交付金の影響を踏まえた介護従事者の処遇改善の状況を把握することとしている。</p> <p>また、県では本年12月に高齢者生活・介護に関する実態調査を実施し、高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する実情・意向等や報酬改定後のサービスの利用傾向等を分析することとしている。</p> <p>これらの調査結果を踏まえ、必要に応じ、処遇改善の取組について検討し、国へ提言していく。</p> <p>処遇改善交付金については、医療系サービス事業者、小規模事業者、公的団体等の申請率が低い。</p> <p>未申請事業者に対しては、会議・チラシによるPRや個別の文書・電話による働きかけの結果、申請率が上昇したが、引き続き制度周知に努めている。(H21.12.31:76% H22.3.31:80%)</p> <p>交付金を活用しやすいものとするため、交付金の対象職種の拡大、事務手続きの簡素化等について、また、H24年度以降の取扱いについては、利用者や地方に負担を転嫁せず恒久的な介護職員の処遇改善につながる安定的な制度の確立について検討するよう、昨年12月に、国に対し要望を行った。</p>
(2)相談窓口・相談体制の充実	
<p>対象者へ必要とされるサービスをつなぐ福祉相談支援機関(障害者総合支援センターや地域包括支援センター)の効果を検証し、充実のために必要な支援を行うこと。</p>	<p>障害者総合支援センターについては、相談支援体制整備推進アドバイザーを通じて、地域のネットワークの構築や広域的な課題の解決に向けた体制整備、相談支援従事者の資質向上等を支援している。</p> <p>現在、国において障害者自立支援法に代わる新たな制度が検討されているので、その動向を注視していくとともに、必要に応じ国への提言を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2-4]</p> <p>地域包括支援センターの事業効果が上がるよう職員の研修を充実し、資質向上を図ってきたところである。更にセンターが充実されるよう、知事会等を通じ国に働きかけていく。</p>
(3)老人福祉施設等整備の促進	
<p>特別養護老人ホームや介護老人保健施設など、必要な施設整備を促進すること。県の特養等に係る助成単価拡充策を踏まえ、市町村等の意向を踏まえつつ、施設の前倒し整備に努めること。</p>	<p>平成22年度当初予算においては、前年度当初予算比で1.2倍余となる予算額を計上し、第4期介護保険事業支援計画並びに第5期計画以降の将来の各圏域のニーズを見据えた施設整備に取り組んでいる。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2-5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算額 53億2,046万円 ・増加定員数 1,284人

「平成21年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

(4) 障害者等の移動の支援	
<p>ア 重度の障害者等の移動手段は、現在、福祉有償サービスやタクシーなどに限られ費用負担も大きいことから、対策について検討すること。</p>	<p>障害者の移動サービスについては、市町村事業による外出の際の移動支援、地域における福祉有償運送などの方法があるが、国への制度改正の提言や、県としての施策の必要性等について研究していく。</p> <p>現在、国において障害者自立支援法に代わる新たな制度が検討されているので、その動向を注視していくとともに、必要に応じ国への提言を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2 - 4]</p>
<p>イ 市町村や圏域単位ごとに、地域交通のあり方を総合的に計画し、取り組む組織が設置されてきているが、障害者や高齢者など様々なニーズに対応できる仕組みや取組につながるよう支援すること。</p>	<p>地域交通のあり方等に関する総合的な取組については、「地域公共交通活性化・再生総合事業」により、各地域で協議会を設置し、計画策定や実証運行などを実施中であるが、平成22年度現在、県内32協議会中15協議会で、障害者等の交通のあり方についても何らかの検討を行っている。</p> <p>国も新たな障害者支援制度の議論の中で交通手段の確保についても検討しており、その動向を注視しながら、支援のあり方について検討していく。</p>
(5) 重症心身障害者の生活の場の確保	
<p>重症心身障害の児童が、成人したときの生活支援が課題。入所者の実態を踏まえ、施設やサービス提供体制の整備について検討すること。</p>	<p>病院等に対して障害者自立支援法に基づく「療養介護」の定員増や「短期入所」の受入れを要請しており、成果が得られつつあるので、引き続き受入施設の拡大を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2 - 6]</p>
(6) 介護保険法、障害者自立支援法等の問題点などに係る国への提言	
<p>介護保険制度について、月額4万円の介護従事者の賃金引上げ（民主党マニフェスト）など抜本見直しも視野に入れて、次期改定に向けて国へ提言すること。</p> <p>障害者自立支援法の下における課題について、本県の状況も踏まえて整理し、国に提言すること。</p>	<p>厚生労働省は本年5月31日に社会保障審議会介護保険部会を開催し、介護保険制度の改正に向けた論議をスタートさせた。</p> <p>検討が進められていく中で、本県としては介護職員の処遇改善に資する安定的な制度の確立や持続可能な介護保険制度の構築に向けて必要な提言を行っていく。</p> <p>障害者支援制度に関しては、国に対し、「障害者自立支援法に代わる新たな制度の検討に当たり、障害者、事業者、地方公共団体等関係者の意見を十分に聴き、利用者・事業者双方の実態に即した安定的なサービスを確保するとともに、確実な財源措置を図る」ことを引き続き要望していくとともに、本県の状況を踏まえた提言を行っていく。</p>

「平成21年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

3 子育て支援施策について【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等
<p>虐待関係 (1)児童相談体制の充実</p>	
<p>ア 児童相談所職員の増員、児童虐待対応の市町村職員の資質向上、児童館や放課後児童クラブ職員の虐待等に関する研修への参加など、自治体における児童虐待に対応する職員の体制の充実や資質向上を引き続き図っていくこと。</p>	<p>児童相談所の職員体制については、平成22年度は保健師を1名増員した。中央児童相談所の移転に着手するなど、相談支援体制の充実に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2 - 7]</p> <p>市町村職員の資質向上については、要保護児童対策地域協議会への児童相談所職員の参加、市町村職員のための研修会の開催等を通じ、引き続き支援に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2 - 8]</p>
<p>イ 児童養護施設の職員配置の充実や資質向上などの支援を引き続き行うこと。</p>	<p>安心こども基金を活用した虐待に関する研修事業の実施などを通じ、職員の資質向上を継続して支援していく。</p> <p>本県では、国の基準に上乗せして児童養護施設職員の配置に支援しているが、国の基準見直しに関する調査の状況を見つつ、対応を検討していく。</p>
<p>(2)親への支援、子どもへの働きかけ</p>	
<p>虐待予防のため、加害者である親への支援や、対象となる児童への働きかけに関する取組状況を把握し、今後の対策を検討すること。</p> <p>ア 現在県で実施している家族関係支援プログラムについては、施設入所の場合のみでなく、家庭で改善を図る事例にも導入するとともに、対象者にわかりやすい方法で実施すること。</p>	<p>個々の家族に応じた家族関係支援(親支援)プログラムについて、より効果的な支援が行えるよう引き続き改善を図る。</p>
<p>イ 子どもへの暴力防止(CAP)プログラムなど、子どもの力を引き出すプログラムに関する研修への関係職員の継続参加や教育現場での活用拡大を図ること。</p>	<p>児童相談所、児童養護施設等の職員を対象として、子どもへの暴力防止(CAP)プログラムに関する専門研修事業を引き続き実施し、専門的な技術の習得を図る。</p>
<p>(3)学校職員に対する意識啓発、相談体制の充実</p>	
<p>ア 児童虐待の早期発見のため、小・中学校の教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどに、早期発見に対する意識啓発を行うこと。 対象者とサービスの間をつなぐスクールソーシャルワーカーについては、効果の検証を踏まえ、充実を図ること。</p>	<p>教育事務所で行われている教育相談関係者連絡会議、スクールカウンセラー研修会において、児童虐待に関する研修を行う。</p> <p>4教育事務所及び飯田事務所に配置した5人のスクールソーシャルワーカーのより効果的な活用を図る。</p> <p style="text-align: right;">[別添資料2 - 9]</p>

「平成21年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

<p>イ 中学校の生徒指導の担当教員など、学校現場で児童虐待に直接関わる職員に対する研修を充実すること。</p>	<p>学校人権教育研修・連絡協議会において、児童虐待防止や子どもの権利条約について研修・協議している。 また、管理職研修会においても、虐待が子どもの成長にもたらす悪影響について理解を深めるとともに、虐待対応に関わる校内研修実施の必要性の周知徹底を図っていく。</p>
<p>発達障害関係 (1)組織的な対応の充実</p>	
<p>発達障害への総合的な対応が求められており、県も組織的に連携し、本格的な取組を行うことが必要な時期にきていると考えられることから、具体的に検討を進めること。</p>	<p>発達障害者の支援のあり方を検討するため、新たに平成22年2月に発達障害者支援対策協議会を開催し、教育・保健・福祉等部局横断的な連携を図った。 平成22年度は発達障害者市町村支援体制強化事業により発達障害者の支援体制の実態把握のための基礎調査を実施する。 また、各地域において総合的な支援体制を構築するため、関係機関との連携を進める。 [別添資料2 - 10]</p>
<p>(2)特別支援教育における対応</p>	
<p>小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターが、担任教諭と保護者からの信頼と協力を得ながら業務に当たれるよう、校長や教頭職が、広汎性発達障害、LD、ADHDなどの知識を得た上でコーディネートを総括し、推進していくこと。 指導主事は学校訪問の際に、特別支援教育を学校運営の中にきちんと位置付けるよう指導を行うこと。</p>	<p>特別支援教育コーディネーター研修や義務新任校長・教頭研修の中で、発達障害について研修を位置付ける等、特別支援教育の研修を継続して行っている。 また、平成22年度新規事業として「発達障害児等総合支援事業」を立ち上げた。事業内容として、「特別支援教育コーディネーター等連絡会の設置と支援」「発達障害支援専門員の配置」「発達障害支援力アップ出前研修」を3つの柱として、相互に関連を図りながら、地域及び学校における発達障害児への支援力の向上を目指す。 [別添資料2 - 11] 「特別支援教育コーディネーター等連絡会」においては、地域ごとの連絡会において、情報の共有を図り、地域の支援体制の充実を図る。「発達障害支援専門員の配置」において、15人を配置することにより、支援機能、教育相談の充実を図る。 「発達障害支援力アップ出前研修」では、要請に応じて指導主事等が学校等に出向いて研修を行う。</p>
<p>(3)発達障害に関する意識啓発</p>	
<p>発達障害など、困難さを抱えている子どもの存在について、親をはじめ社会の理解が深まり、虐待防止につながるような意識啓発を図ること。 当事者ではない子の保護者への理解啓発に力を入れることが必要であり、学校の教員と協力し、PTA総会や保護者会などを通じて理解促進を図ること。</p>	<p>啓発活動のため、平成22年3月に「発達障害に関するパンフレット」を作成し、市町村、小・中・高校、障害者総合支援センター等の関係機関に配布したところであり、引き続きその活用を働きかけていく。 [別添パンフレット]</p>

「平成21年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

4 権利擁護に関する施策について【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等
(1)モデル事業を活用した制度構築	
<p>ア 県が今年度、県内2地区で実施している成年後見相談支援体制構築モデル事業は、モデルで終えることなく制度構築につなげ、他地区への拡大を促進すること。</p> <p>成年後見センターについては、市町村等の担当者及び高齢者・障害者が権利擁護全般について相談できるセンターを目標とし、広域的な連携と、財政的な支援を検討すること。</p>	<p>H21年度に上伊那地域、長野地域で実施した成年後見の相談体制に関するモデル事業を踏まえ、H22年度からは、市町村が広域的に設置する成年後見支援センターの運営費について、地域福祉総合助成金の補助対象としている。</p> <p>成年後見センターの役割については、H21年度実施した「成年後見制度普及と後見支援体制懇談会」においても、意見が分かれるところであったため、懇談会の意見を参考に今後県としても検討していく。</p>
<p>イ 成年後見制度に対する潜在的なニーズに対応するため、制度を周知するとともに、成年後見センターによる支援に併せ、後見人の育成や法人による第三者後見の促進支援にも取り組むこと。</p>	<p>H21年度実施した「成年後見制度普及と後見支援体制懇談会」において、市民後見の育成、法人による第三者後見について、上記成年後見支援センターの役割のひとつに位置付ける意見が出されているため、今後成年後見支援センターの設置や支援の状況を踏まえて検討していく。</p>
(2)日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行、市町村長申立ての促進	
<p>本県は、市町村長が成年後見開始の申立人となるケースが現状では少ない。日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行も増加が予想されるため、市町村の対応を促進すること。</p> <p>また、日常生活自立支援事業の審査会において、市町村に成年後見制度の申し立て準備を行うよう要請しながら成年後見に移行できない事例について、その要因分析と、移行促進を行うこと。</p>	<p>最高裁判所資料によるとH21年の県内市町村長申立件数は20件(H20年:9件)となっており、本事業を含め、成年後見制度利用促進の効果がみられる。</p> <p>日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への移行支援事業により、H21年度は手続中を含めて8件が、市町村長申立てを含む成年後見制度への移行を行った。</p> <p>市町村に申立準備を行うよう要請したが、移行できない理由として、事務の複雑さが課題に挙げられるため、引き続き、必要に応じて司法書士等専門家を派遣し、移行支援を行う。</p> <p>市町村長申立ての促進については、これまで件数も少なく市町村ごとにノウハウの蓄積がなかったことも課題に挙げられるため、長野家庭裁判所や関係団体の協力を得て、「成年後見制度市町村長申立ての手引き」を作成し、市町村に配布するとともに、3月には司法書士を講師に招き、市町村担当者への説明会を実施した。</p> <p>引き続き市町村、地域包括支援センター職員等に対して、研修を行い、同手引きを活用した申立てを進めるなど、積極的に支援していく。</p>
<p>【成年後見制度について 全般 別添資料2 - 12】</p>	